



はなバス利用者

300万人達成しました

去る3月25日に、西東京市コミュニティバス「はなバス」の利用者が300万人を達成しました。

市民の皆さんのご支援により、平成14年3月末の運行開始から3年で達成することができました。

これからも「はなバス」もよろしく願います。

交通計画課(☎区内線2472)

社会教育関係団体が行う事業に対する補助金制度について

市内で社会教育活動をしている自主団体(ただし、体育団体は除く)が行う事業の経費の一部を、団体からの申請に基づいて補助する制度があります。

今年度の補助金説明会は6月下旬を予定していますが、この制度を活用したいとお考えの団体は、気軽に社会教育課へお問い合わせください。

社会教育課(☎区内線2711)



●平成17年国勢調査調査員を募集しています●

市では、平成17年10月1日現在で、全国一斉に実施される国勢調査調査員を募集しています(特に田無町、芝久保町、富士町、保谷町、柳沢、東町、南町、向台町地区の調査員が不足しています)。

国勢調査は、5年ごとに行われ日本に住んでいるすべての人を対象とする最も基本的な統計調査です。

仕事内容 受け持ち調査区内の全世帯を訪問し、調査票の配布・回収・要図(略図)名簿の作成・審査等を行います。

応募資格 調査に責任を持ち、調査内容の秘密を守ることができる方

税務・警察・選挙に直接関係ある方は除く

調査期間 9月中旬～10月中旬

報酬 1調査区・4万5千円程度、2調査区・8万5千円程度(世帯数で金額は変わります)

申込 田無庁舎5階総務部管財課・保谷庁舎2階保谷庁舎管理課で配布する申込書に必要事項を記入のうえ、6月下旬までに本人が同課へ提出してください。

管財課(☎区内線1221)

平成16年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表 (平成15年中の所得)・平成16年8月分～平成17年7月分手当に適用					
扶養人数	児童扶養手当			特別児童扶養手当	
	本人全部支給	本人一部支給	孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者	本人	配偶者・扶養義務者
0人	190,000円	1,920,000円	2,360,000円	4,596,000円	6,287,000円
1人	570,000円	2,300,000円	2,740,000円	4,976,000円	6,536,000円
2人	950,000円	2,680,000円	3,120,000円	5,356,000円	6,749,000円
3人	1,330,000円	3,060,000円	3,500,000円	5,736,000円	6,962,000円
4人以上	1人増すごとに加算 380,000円			1人増すごとに加算 213,000円	
1人につき加算	特定扶養15万円 老人扶養10万円		老人扶養6万円 (老人扶養のみは2人目から)	特定扶養25万円 老人扶養10万円	老人扶養6万円 (老人扶養のみは2人目から)

所得から控除できる額			
種別	児童扶養手当		特別児童扶養手当 (本人・配偶者等共通)
	受給者(母)	受給者(養育者)・配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者	
社会保険料相当額	80,000円	80,000円	80,000円
障害・勤労学生控除	270,000円	270,000円	270,000円
特別障害者控除	400,000円	400,000円	400,000円
寡婦(夫)控除	0円	270,000円	270,000円
寡婦特別加算控除	0円	80,000円	80,000円
老年者控除	500,000円	500,000円	500,000円
雑損・医療費・配偶者特別・小規模共済等掛金控除	控除相当額	控除相当額	控除相当額

配偶者は寡婦(夫)控除なし

児童扶養手当

特別児童扶養手当のご案内

■児童扶養手当

対象 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある場合は20歳未満)の次のいずれかの状態にある児童の母または養育者(母または養育者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合、児童が父に支給される年金の加算の対象になっている場合は除く) 父母が離婚した児童 父が死亡または生死不明の児童 父に重度の障害がある児童 父が1年以上拘禁されている児童 父に1年以上遺棄されている児童 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合は除く)

なお、昭和60年8月1日以後、昭和60年8月1日以前に降支給要件に該当し、平成15年4月1日現在5年を経過している方は、時効のため手当の請求をできません。

手当額 全部支給月額：4万1千880円、一部支給月額4万1千870円～9千880円(所得に応じて10円きざみ)。第2子は5千円、第3子以降1人につき3千円の加算。

■特別児童扶養手当

対象 20歳未満の中・重度の障害(おおむね愛の手帳1～3度程度、身体障害者手帳1～3級、4級の一部程度、および、日常生活に著しい制限を受ける状態の精神障害)のある児童を養育している父または養育者

手帳を持っていなくても指定の診断書により、申請することができます。

児童が施設入所している場合、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けられる場合は支給されません。

手当額 重度障害児月額5万900円、中度障害児月額3万3千900円

■各手当共通

各手当は、申請のあった翌月分から支給されます。所得が限度額以上の時は、支給が停止されます。(左表参照)

なお、児童扶養手当に関し、各手当の受給者が母の場合、母が看護する児童の父から、母または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が母の所得として取り扱われます。

子育て支援課(☎区内線1525、☎区内線2142)

国民年金

17年度の年金額は16年度と同額です。

国民年金や厚生年金などの年金額は、実質的な価値が変わらないように物価の変動に応じて自動的に額を改定する「自動物価スライド制」がとられています。

このしくみは、毎年、総務省が作成する年平均の全国消費者物価指数の変動率を基にして年金額が改定されるものです。

平成16年平均の全国消費者物価指数の変動率が0・0割となったことから、平成17年度の年金額については改定は行われず、平成16年度と同じ額になります。

老齢基礎年金(年額)：79万4千500円

障害基礎年金(年額)：1級：99万3千100円、2級：79万4千500円

遺族基礎年金(年額)：79万4千500円

子の加算額(年額) 第1子・第2子…22万8千600円、第3子以降…7万6千200円

第3号被保険者の届出漏れが救済されます

過去に第3号被保険者の届出漏れがある場合、これまでは届出日から遡及して2年前までの期間しか保険料納付済期間に算入されず、それ以前の期間は「保険料未納期間」とされていました。4月1日の制度改正により、平成17年4月1日以前の第3号被保険者期間のうち、2年前以前の期間についても、届出をすれば、「保険料納付済期間」と認められるようになります。

届出漏れのある方は、忘れずに届出をしてください。

詳しくは、武蔵野社会保険事務所(☎0422・561411)または保険年金課までお問い合わせください。

保険年金課(☎区内線1493、☎区内線2137)

国民健康保険料の改定

国民健康保険料(介護分)を平成17年4月から次のように改定しました。納付書は7月中旬に送付します。

今回の改定は平成17年1月に開催された西東京市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、平成17年3月第1回定例会に改正案を上程し可決されたものです。なお、医療分については前年どおりです。

介護分保険料(下表参照)

平成17年度に西東京市が国に納付する第2号被保険者(40歳から64歳)に係る介護納付金は約10億300万円です。介護納付金の財源負担は、国が2分の1、残りの2分の1を保険料で賄うことになっています。

加入者の皆さんには、負担をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

保険年金課(☎区内線1482)

医療分			
区分	保険料率	限度額	
所得割(率)	5.6%	500,000円	
資産割(率)	15.6%		
均等割(額)	17,900円		
平等割(額)	9,300円		
医療分については変更ありません			
介護分			
区分	改訂前	改訂後	
所得割(率)	1.076%	1.256%	